

# 令和8年度市報きよせへの広告掲載業務に関する仕様書

## 1 広告掲載に関する仕様

### (1) 概要

①所管：清瀬市経営政策部シティプロモーション課

②市報参考データ

1) 規格：タブロイド版・4色刷り・8ページ

2) 発行日：毎月1日・15日

3) 発行部数：令和8年4月15日号～令和9年4月1日号

各38,700部（案）

※世帯の増減により発行部数は増減する。

※令和7年度実績は37,900部。

4) 配布実績：市内全世帯、公共施設など

### (2) 広告掲載内容

#### ①広告の掲載位置

広告の掲載面は、毎月15日発行号（年間12回）の4面・5面最下段とし、4色刷り・4枠（年間合計48枠）とする。（広告掲載位置については、別紙参照）

#### ②広告の規格

広告1枠の大きさは、天地52ミリメートル×左右125ミリメートルとし、情報形式はE P SまたはA I データとする。

ただし、広告掲載者が希望する場合は、2枠を結合して広告を掲載することができる。その場合の広告の大きさは天地52ミリメートル×左右250ミリメートルとする。

なお、納品する際のE P SデータまたはA I データの規格も、上記広告枠と同様とする。

### (3) その他条件等

①広告掲載者の選定及び掲載内容については、「清瀬市有料広告掲載取扱要綱」及び「市報きよせ広告掲載取扱基準」に則ること。

②広告掲載にあたっては、掲載の2週間前までに「市報きよせ有料広告掲載申込書」を提出し、市長の承認を得ること。

③広告掲載内容等について疑義が生じた場合は、その都度、清瀬市経営政策部シティプロモーション課と協議すること。

④広告掲載内容については、契約事業者の責任とし、清瀬市は一切の責任を負わない。

## 2 業務基準

契約書、仕様書に定めるもののほか、「清瀬市有料広告掲載取扱要綱」及び「市報きよせ広告掲載取扱基準」に基づいて行う。これらに定めのない事項等疑義が生じた場合は、

市と協議の上、市の指示によりこれを行う。3 掲載広告の市内事業者枠について  
市内における産業の発展を推進するため、市報に掲載する市内事業者の広告枠を4  
枠中1枠以上とする。

4 広告原稿の納品

広告原稿については、内容等に関する承認を受け、完全版下（データ形式はE P S  
またはA I データ）で清瀬市経営政策部シティプロモーション課に納品する。

5 契約期間

契約を締結した日の翌日から令和9年3月31日まで

6 広告料金の納付

契約事業者は、市が発行する納入通知書により、令和8年6月30日までに広告料  
を納入するものとする。

7 広告作成の留意点

- (1) 行政広報紙に相応しくない、奇抜な色使いは避けること。
- (2) 広報紙面全体の雰囲気や、他の広告と比較して著しくバランスを欠く表現となっ  
ている場合には、是正を求めることがある。